

○厚生労働省令第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び

経過措置に関する省令

目次

第一章 関係省令の整備等（第一条―第三十二条）

第二章 経過措置（第三十三条・第三十四条）

附則

第一章 関係省令の整備等

（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第一条 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の十七」を「第六条の二十一」に、「特例訓練等給付費及び高額障害福祉サービス費」を「及び特例訓練等給付費」に改め、「サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、」を削り、「第三十二条の二」を「第三十三条」に、「第四款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者（第三十四条の七―第三十四条の二十八）」を「第四款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者（第三十四条の七―第三十四条の二十八）」を

第五款 業務管理体制の整備

「ス事業者及び指定障害者支援施設（第三十四条の七―第三十四条の二十六）等に（第三十四条の二十七―第三十四条の三十）」

第二節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第三十五条―第六十五条

第三節 補装具費の支給（第六十五条の三―第六十五条の九）

「第二節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画

第一款 地域相談支援給付決定等（第三十四条の三十一―第三十四条の五十）

第二款 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計

の二）
第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第三十四条の五十七―第

を
第四款 業務管理体制の整備等（第三十四条の六十一―第三十四条の六十四）

第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第三十五条

第四節 補装具費の支給（第六十五条の三―第六十五条の九）

第五節 高額障害福祉サービス等給付費（第六十五条の九の二）

相談支援給付費の支給

画相談支援給付費の支給（第三十四条の五十一―第三十四条の五十六）

三十四条の六十）

に、「第五章 雑則（第六十九

―第六十五条の二）

」

条―第七十一条）を「第五章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務（第六十八条の四

第六章 雑則（第六十九条―第七十二条）

）に改める。

」

第一条の二中「及び就労移行支援」を「就労移行支援及び第六条の十第二号の就労継続支援B型」に

改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第五条（見出しを含む。）及び第六条（見出しを含む。）中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める。

第六条の二（見出しを含む。）及び第六条の三（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第九項」に改める。

第六条の四（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の五の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同条第二号中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は第六条の十第二号の就労継続支援B型」に改める。

第六条の六（見出しを含む。）及び第六条の七（見出しを含む。）中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に改める。

第六条の八（見出しを含む。）及び第六条の九（見出しを含む。）中「第五条第十五項」を「第五条第十四項」に改める。

第六条の十（見出しを含む。）中「第五条第十六項」を「第五条第十五項」に改める。

第六条の十一の見出し中「第五条第十八項第一号」を「第五条第十八項」に改め、同条中「第五条第十八項第一号」を「第五条第十八項」に改め、「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」を削る。

第六条の十七（見出しを含む。）中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に改め、第二章同条を第六条の二十一とする。

第六条の十六（見出しを含む。）中「第五条第二十項」を「第五条第二十四項」に改め、同条を第六条の二十とし、第六条の十五を第六条の十九とし、第六条の十四を第六条の十八とし、第六条の十三を第六条の十七とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第六条の十六 法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害者等の心身の状況、そ

の置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第一号に定める期間については、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限る。

- 一 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者 一月間
- 二 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれも前号に掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの 一月間
 - イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
 - ハ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

三 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援を利用する者（いずれも前二号に掲げる者を除く。）又は地域移行支援を利用する者（第一号に掲げる者を除く。） 六月間

四 療養介護、重度障害者等包括支援又は施設入所支援を利用する者（第一号に掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。） 一年間

第六条の十二の見出し中「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十一項」に改め、同条中「第五条第十八項第二号に規定する」を「第五条第二十一項に規定するサービス等利用計画に係る同項に規定する」に、「同号の依頼をした支給決定障害者等（同号に規定する支給決定障害者等をいう。」を「支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者（法第五条第二十二項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に、「当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者」を「当該障害者等又は地域相談支援給付決定障害者」に改め、「障害福祉サービス」の下に「又は地域相談支援」を加え、同条を第六条の十五第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五条第二十一項に規定するサービス等利用計画案（以下「サービス等利用計画案」という。）に

係る同項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等若しくは障害児の保護者又は法第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量及び日時並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とする。

第六条の十一の次に次の三条を加える。

（法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の十二 法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援とする。

（法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める状況）

第六条の十三 法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める状況は、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況とする。

（法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第六条の十四 法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合とする。

「第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費及び高額障害福祉サービスの支給」を「第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給」に改める。

第七条第一項各号列記以外の部分中「（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）」を削り、同項第三号中「同じ。」の下に「及び地域相談支援給付費等（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。第三十四条の三十一第一項第二号、第三十四条の三十五第二号及び第三十四条の四十四第二号において同じ。）」を加え、同項第四号中「第四十二条に規定する知的障害児施

設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第六条の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援」に改め、同条第二項第一号中「第十七条第一項」を「第十七条」に改め、同項第二号中「第二十二条第五項」を「第二十二条第八項」に改め、同条第三項中「支給決定障害者等」の下に「（法第八条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）」を加える。

第九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの

第十二条第四号中「第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設

又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第六条の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（法第二十二條第四項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第十二條の二 法第二十二條第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第二十条第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者又は障害児の保護者が介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

（サービス等利用計画案の提出を求める場合の手続）

第十二條の三 市町村は、法第二十二條第四項の規定に基づきサービス等利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し通知するものとする。

- 一 法第二十二條第四項の規定に基づき支給要否決定を行うに当たって当該サービス等利用計画案を提出する必要がある旨

二 当該サービス等利用計画案の提出先及び提出期限

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第十二条の四 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案)

第十二条の五 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

第十三条 (見出しを含む。) 中「第二十二条第四項」を「第二十二条第七項」に改める。

第十四条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第二十二条第五項」を「第二十二条第八項」に改め、同条第四号中「第二十二条第四項」を「第二十二条第七項」に改める。

第十五条第一項第一号中「、児童デイサービス」を削る。

第十七条第四号中「第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園

施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第六条の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援」に改める。

第十九条第二項中「通知について」の下に「、第十二条の二及び第十二条の三の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第四項のサービス等利用計画案の提出について、第十二条の四及び第十二条の五の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第五項のサービス等利用計画案の提出について、」を加え、「第二十二条第四項」を「第二十二条第七項」に、「第二十二条第五項」を「第二十二条第八項」に改める。

第二十五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十六条の二（見出しを含む。）中「第十七条第一項第二号イ」を「第十七条第二号イ」に改める。

第二十七条の見出し中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に改め、同条中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に、「同項第四号」を「同条第四号」に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(令第十九条第二号ニに規定する厚生労働省令で定める者)

第三十一条の二 令第十九条第二号ニに規定する厚生労働省令で定める者は、同号イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ同号イからハまでに定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同号ニに定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第三十二条第一号中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に改める。

「第三款 サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給」を「第三款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給」に改める。

第三十二条の二から第三十二条の五まで及び第三十四条を削る。

第三十四条の二第一号中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に改め、同条第二号中「第二十一条の二」を「第二十条」に、「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に改め、同条を第三十

四条とする。

第三十四条の二の二（見出しを含む。）中「第二十一条の二」を「第二十条」に改め、同条を第三十四条の二とする。

第三十四条の三第一項第三号及び第二項第一号中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に改め、同項第三号中「第二十一条の三第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改め、同項第四号中「第二十一条の二」を「第二十条」に改める。

「第四款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者」を「第四款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設」に改める。

第三十四条の七第一項第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同項第六号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号の次に次の二号を加える。

十二 法第三十六条第三項各号に該当しないことを誓約する書面（次条を除き、以下この節において「誓約書」という。）

十三 役員の名、生年月日及び住所

第三十四条の七第二項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条に次の二項を加える。

- 3 法第四十一条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

- 4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の八の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第六号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第八号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 法第三十六条第三項各号（第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の八に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りで

ない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の九の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の九に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十を次のように改める。

第三十四条の十 削除

第三十四条の十一の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第六号中「含む。」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第八号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十一に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十二の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第八号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十二に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる

事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十三の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十三に次の二項を加える。

- 2 法第四十一条第一項の規定に基づき共同生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の

記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十四の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十四に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は

、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十五の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十五に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十六の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を

加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十六に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十七の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十七に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の変更を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければ

ばならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十八の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十八に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十九の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同条第五号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同条第七号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の十九に次の二項を加える。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の二十の二中「第三十七条第二項」の下に「、第三十八条第三項及び第四十一条第四項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定の更新について準用する。

第三十四条の二十の二を第三十四条の二十一とし、第三十四条の二十の次に次の三条を加える。

（法第三十六条第三項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする）
とすることが相当であると認められるもの）

第三十四条の二十の二 法第三十六条第三項第六号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十条九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条第四項、第五十一条の十九第二項（法第五十

一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二十第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第五十一条の三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者等（法第四十二条第一項に規定する指定事業者等をいう。以下同じ。）による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者等が有している責任の程度を確認した結果、当該指定事業者等が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

2 前項の規定は、法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて準用する。

（法第三十六条第三項第七号の申請者の親会社等）

第三十四条の二十の三 法第三十六条第三項第七号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十

九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条第四項、第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五十一条の二十第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一 申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者

二 申請者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者

三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

2 法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者

二 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者

三 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

3 法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者

二 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者

三 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

4 法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。

二 法第二十九条第一項、第五十一条の十四第一項又は第五十一条の十七第一項第一号の規定により都

道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。

三 次のイからチまでに掲げる指定の申請者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める障害福祉サービスを行っていた者、へに定める障害者支援施設を設置していた者又はト若しくはチに定める地域相談支援若しくは計画相談支援を行っていた者であること。

イ 障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。以下このイにおいて同じ。）に係る指定の申請者 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス（以下この号において「指定障害福祉サービス」という。）に該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス

ロ 障害福祉サービス（生活介護（法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。）及び短期入所に限る。以下このロにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス

ハ 重度障害者等包括支援に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する重度障害者等包括

支援

ニ 障害福祉サービス（共同生活介護及び共同生活援助に限る。以下このニにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス

ホ 障害福祉サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限り、法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。以下このホにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス

ヘ 障害者支援施設に係る指定の申請者 指定障害者支援施設

ト 地域相談支援に係る指定の申請者 法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）

チ 計画相談支援に係る指定の申請者 法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）

（聴聞決定予定日の通知）

第三十四条の二十四の四 法第三十六条第三項第九号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十

九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条第四項、第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二十第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の二十七の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三十四条の二十二第一号及び第二号中「及び第十号」を「第十号及び第十五号」に改める。

第三十四条の二十三第一項各号列記以外の部分中「、第三十四条の十第四号」を削り、同項第一号中「及び第十一号」を「、第十一号及び第十三号」に改め、同項第二号中「第三十四条の八第一号」を「第三十四条の八第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同項第三号中「第三十四条の九第一号」を「第三十四条の九第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「第三十四条の十一第一号」を「第三十四条の十一第一項第一号」に、「及び第十四号」を「、第十四号及び第十六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項

第六号中「第三十四条の十二第一号」を「第三十四条の十二第一項第一号」に、「及び第十四号」を「第十四号及び第十六号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十四条の十三第一号」を「第三十四条の十三第一項第一号」に、「及び第十二号から第十四号まで」を「第十二号から第十四号まで及び第十六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第三十四条の十四第一号」を「第三十四条の十四第一項第一号」に、「及び第十三号」を「第十三号及び第十五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第三十四条の十五第一号」を「第三十四条の十五第一項第一号」に、「及び第十三号」を「第十三号及び第十五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第三十四条の十六第一号」を「第三十四条の十六第一項第一号」に、「及び第十二号から第十四号まで」を「第十二号から第十四号まで及び第十六号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「第三十四条の十七第一号」を「第三十四条の十七第一項第一号」に、「及び第十三号」を「第十三号及び第十五号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「第三十四条の十八第一号」を「第三十四条の十八第一項第一号」に、「及び第十三号」を「第十三号及び第十五号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「第三十四条の十九第一号」を「第三十四条の十九第一項第一号」に、「及び第十二号から第十四号ま

で」を「、第十二号から第十四号まで及び第十六号」に改め、同号を同項第十二号とし、同条第二項中「第十一号」を「第十号」に、「第十三号」を「第十二号」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「休止し、又は再開したときは」を「又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに」に改め、同項第一号中「廃止、休止又は再開した」を「廃止し、又は休止しようとする」に改め、同項第二号中「廃止又は休止した場合にあっては、その」を「廃止し、又は休止しようとする」に改め、同項第三号中「廃止又は休止した場合にあっては、」を削り、「受けていた」を「受けている」に改め、同項第四号中「休止した」を「休止しようとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定障害福祉サービス事業者は、休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十四条の二十四第一項第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同項第六号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同項第八号中「経歴及び住所」

を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号の次に次の二号を加える。

十六 誓約書

十七 役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の二十四第二項を次のように改める。

2 法第四十一条第一項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定の更新を受けようとする者は、前項各

号（第三号及び第十六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

第三十四条の二十四に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の二十五中「前条」を「第三十四条の二十四」に、「及び第十一号」を「第十一号及び第十七号」に改める。

第三十四条の二十六中「及び第十三号から第十五号まで」を「第十三号から第十五号まで及び第十七号」に改める。

第三十四条の二十七及び第三十四条の二十八を削る。

第二章第一節に次の一款を加える。

第五款 業務管理体制の整備等

(法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の二十七 法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている事業所及び施設の数が一以上二十未満の指定事業者等 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。

二 指定を受けている事業所及び施設の数が二十以上百未満の指定事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている事業所及び施設の数が百以上の指定事業者等並びに法第五条第一項に規定するのぞみの園の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及

び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限り。）

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（前条第三号に掲げる者である場合に限り。）

2 指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

3 指定事業者等は、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

（都道府県知事の求めに応じて法第五十一条の三第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣による通知）

第三十四条の二十九 法第五十一条の三第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行った結

果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。
い。

（法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣による通知）

第三十四条の三十 厚生労働大臣は、指定事業者等が法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定事業者等の指定を行った都道府県知事に通知しなければならない。

第六十五条の八中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第二章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談

支援給付費の支給

第一款 地域相談支援給付決定等

（地域相談支援給付決定の申請）

第三十四条の三十一 法第五十一条の六第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定（法第五十一条の五
第一項に規定する地域相談支援給付決定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害者は、次の各

号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害者に関する介護給付費等及び地域相談支援給付費等の受給の状況

三 当該申請に係る地域相談支援の具体的内容

四 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地

2 当該申請を行う障害者が現に地域相談支援給付費決定を受けている場合には、前項の申請書に当該地域相談支援給付費決定に係る地域相談支援受給者証（法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下同じ。）を添付しなければならない。

（法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第三十四条の三十二 法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省

令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前条第一項第二号に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況

二 当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容

（法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第三十四条の三十三 法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者のうち当該市町村から委託を受けて法第七十条七条第一項第一号に規定する事業を行うもの

二 介護保険法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人

（法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第三十四条の三十四 法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

（法第五十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第三十四条の三十五 法第五十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第五十一条の六第一項の申請に係る障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該申請に係る障害者に関する地域相談支援給付費等の受給の状況
- 三 当該申請に係る障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前号に係るものを除く。）の利用の状況

四 当該申請に係る障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容

五 当該申請に係る障害者の置かれている環境

六 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況

（法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第三十四条の三十六 法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者が法第五十一条の六第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村

が必要と認める場合とする。

（サービス等利用計画案の提出を求める場合の手続）

第三十四条の三十七 市町村は、法第五十一条の七第四項の規定に基づきサービス等利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第五十一条の六第一項の申請に係る障害者に対し通知するものとする。

一 法第五十一条の七第四項の規定に基づき、給付要否決定を行うに当たって当該サービス等利用計画案を提出する必要がある旨

二 当該サービス等利用計画案の提出先及び提出期限

（法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第三十四条の三十八 法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第五十一条の六第一項の申請に係る障害者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

（法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案）

第三十四条の三十九 法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案は

、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

（法第五十一条の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第三十四条の四十 法第五十一条の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。

（法第五十一条の七第八項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第三十四条の四十一 法第五十一条の七第八項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地及び生年月日

二 交付の年月日及び地域相談支援受給者証番号

三 地域相談支援給付量（法第五十一条の七第七項に規定する地域相談支援給付量をいう。第三十四条の四十三において同じ。）

四 地域相談支援給付決定の有効期間（法第五十一条の人に規定する地域相談支援給付決定の有効期間をいう。以下同じ。）

五 その他必要な事項

(法第五十一条の八に規定する厚生労働省令で定める期間)

第三十四条の四十二 法第五十一条の八に規定する厚生労働省令で定める期間は、地域相談支援給付決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる地域相談支援の種類に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一 地域移行支援 一月間から六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二 地域定着支援 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

2 地域相談支援給付決定を行った日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号の期間を地域相談支援給付決定の有効期間とする。

(法第五十一条の九第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第三十四条の四十三 法第五十一条の九第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、地域相談支援給付量とする。

(地域相談支援給付決定の変更の申請)

第三十四条の四十四 法第五十一条の九第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定の変更の申請をしよ
うとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しな
ければならない。

- 一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者に関する地域相談支援給付費等の受給の状況
- 三 当該申請に係る地域相談支援の具体的内容
- 四 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由
- 五 その他必要な事項

（地域相談支援給付決定の変更の決定により受給者証の提出を求める場合の手続）

第三十四条の四十五 市町村は、法第五十一条の九第二項の規定に基づき地域相談支援給付決定の変更の
決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により地域相談支援給付決定障害者に通知し、地域
相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

- 一 法第五十一条の九第二項の規定により地域相談支援給付決定の変更の決定を行った旨

二 地域相談支援受給者証を提出する必要がある旨

三 地域相談支援受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(準用)

第三十四条の四十六 第八条及び第九条の規定は、法第五十一条の九第三項において準用する法第二十条第二項の調査について準用する。この場合において、第八条第一号中「第二十条第一項」とあるのは、「第五十一条の九第一項」と読み替えるものとする。

2 第十条の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第二十条第三項の調査について、第三十条の三十六の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の七第四項のサービス等利用計画案の提出について、第三十四条の三十八及び第三十四条の三十九の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の七第五項のサービス等利用計画案の提出について、第三十四条の三項において準用する法第五十一条の七第五項のサービス等利用計画案の提出について、第三十四条の

四十の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の七第七項の地域相談支援給付量について、第三十四条の四十一（第三号に限る。）の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十一条の七第八項の地域相談支援受給者証の交付について準用する。

（令第二十六条の七に規定する厚生労働省令で定める事項）

第三十四条の四十七 令第二十六条の七に規定する厚生労働省令で定める事項は、第三十四条の三十一第一号に掲げる事項とする。

（申請内容の変更の届出）

第三十四条の四十八 令第二十六条の七の規定に基づき申請内容の変更の届出をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に地域相談支援受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

- 一 当該届出を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 前条に規定する事項のうち、変更した事項とその変更内容
- 三 その他必要な事項

2 前項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(地域相談支援給付決定の取消しにより地域相談支援受給者証の返還を求める場合の手続)

第三十四条の四十九 市町村は、法第五十一条の十第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により地域相談支援給付決定障害者に通知し、地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。

- 一 法第五十一条の十第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定の取消しを行った旨
- 二 地域相談支援受給者証を返還する必要がある旨
- 三 地域相談支援受給者証の返還先及び返還期限

2 前項の地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(地域相談支援受給者証の再交付の申請)

第三十四条の五十 令第二十六条の八の規定に基づき地域相談支援受給者証の再交付の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請の理由

2 地域相談支援受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その地域相談支援受給者証を添えなければならない。

3 地域相談支援受給者証の再交付を受けた後、失った地域相談支援受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

第二款 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

(地域相談支援給付費の支給)

第三十四条の五十一 市町村は、法第五十一条の十四第一項の規定に基づき、毎月、地域相談支援給付費を支給するものとする。

(地域相談支援受給者証の提示)

第三十四条の五十二 地域相談支援給付決定障害者は、法第五十一条の十四第二項の規定に基づき、指定地域相談支援を受けるに当たっては、その都度、指定一般相談支援事業者に対して地域相談支援受給者証を提示しなければならない。

(特例地域相談支援給付費の支給の申請)

第三十四条の五十三 特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする地域相談支援給付決定障害者は、法第五十一条の十五第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び地域相談支援受給者証番号（第三十四条の四十一第二号に規定する地域相談支援受給者証番号をいう。以下同じ。）
- 二 支給を受けようとする特例地域相談支援給付費の額

2 前項の申請書には、同項第二号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。

(計画相談支援給付費の支給の申請)

第三十四条の五十四 法第五十一条の十七第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受けようとする計画相談支援対象障害者等(同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う計画相談支援対象障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る計画相談支援対象障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名及び

生年月日

2 市町村は、前項の申請を行った計画相談支援対象障害者等が法第五十一条の十七第一項各号に規定する計画相談支援を受けたと認めるときは、計画相談支援給付費を支給する期間(以下この条及び次条において「支給期間」という。)及び法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該計画相談支援対象障害者等に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を受給者証又は地域相談支援受給者証に記載することとする。

3 支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの終期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。

(計画相談支援給付費の支給の取消し)

第三十四条の五十五 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。

一 計画相談支援対象障害者等が、法第五十一条の十七第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。

二 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

2 前項の規定により計画相談支援給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該計画相談支援給付費に係る計画相談支援対象障害者等に通知し、受給者証又は地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

一 計画相談支援給付費の支給を行わないこととした旨

二 受給者証又は地域相談支援受給者証を提出する必要がある旨

三 受給者証又は地域相談支援受給者証の提出先及び提出期限

3 前項の計画相談支援対象障害者等の受給者証又は地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

4 市町村は、第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を行わないこととした場合には、受給者証又は地域相談支援受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

(計画相談支援給付費の支給)

第三十四条の五十六 市町村は、法第五十一条の十七第一項の規定に基づき、毎月、計画相談支援給付費を支給するものとする。

第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

(指定一般相談支援事業者の指定の申請等)

第三十四条の五十七 法第五十一条の十九第一項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十一 当該申請に係る事業に係る地域相談支援給付費の請求に関する事項
 - 十二 法第五十一条の十九第二項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第四号、第十号及び第十三号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）
 - 十三 役員の氏名、生年月日及び住所
 - 十四 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 法第五十一条の二十一第一項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- 一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定一般相談支援事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の五十八 指定一般相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 指定一般相談支援事業者は、休止した当該指定一般相談支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定地域相談支援を受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(指定特定相談支援事業者の指定の申請等)

第三十四条の五十九 法第五十一条の二十第一項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及び相談支援専門員（障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る計画相談支援給付費の請求に関する事項

十二 法第五十一条の二十第二項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第四号、第十号及び第十三号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第五十一条の二十第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。

一 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第十九条に規定する運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと（事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、他の指定特定相談支援事業者と連携することにより事業の主たる対象としていない種類の障害についても対応できる体制を確保している場合又は身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に該当することを含む。）

二 法第八十九条の二第一項に規定する自立支援協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。

三 特定相談支援事業所（法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。以下同じ。

）において、相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該特定相談支援事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。

3 法第五十一条の二十一第一項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定特定相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の六十 指定特定相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、「第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならぬ。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 指定特定相談支援事業者は、休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定計画相談支援を受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第四款 業務管理体制の整備等

(法第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の六十一 法第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定相談支援事業者（法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。） 法令遵守責任者の選任をすること。

二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第三十四条の六十二 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならぬ。

- 一 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が二十以上の指定相談支援事業者である場合に限る。）
- 四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談支援事業者である場合に限る。）

2 指定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出

なければならぬ。

3 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

（都道府県知事又は市町村長の求めに応じて法第五十一条の三十二第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）

第三十四条の六十三 法第五十一条の三十二第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

（法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）

第三十四条の六十四 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相談支援事業者が法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行った都道府県知

事又は市町村長に通知しなければならない。

第三十五条第一項第九号中「第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第一号」に改め、同条第二項第二号中「第三十五条第一項」を「第三十五条」に改める。

第三十九条第一号中「第十七条第一項第二号イ」を「第十七条第二号イ」に改める。

第五十二条（見出しを含む。）中「第三十五条第一項第二号」を「第三十五条第二号」に改める。

第五十三条の見出し中「第三十五条第一項第三号」を「第三十五条第三号」に改め、同条中「第三十五条第一項第三号」を「第三十五条第三号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

第五十四条（見出しを含む。）中「第三十五条第一項第四号」を「第三十五条第四号」に改める。

第五十五条の見出し中「第三十五条第一項第四号」を「第三十五条第四号」に改め、同条中「第三十五条第一項第四号」を「第三十五条第四号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「同項第四号」を「同条第四号」に改める。

第五十六条の見出し中「第三十五条第一項第五号」を「第三十五条第五号」に改め、同条中「第三十五

条第一項第五号」を「第三十五条第五号」に、「同項第四号」を「同条第四号」に、「同項第五号」を「同条第五号」に改める。

第五十七条第一項第二号中「及び氏名」を「氏名、生年月日及び職名」に改め、同項第六号中「及び経歴」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第一号から第三号まで及び第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十 役員の氏名、生年月日及び住所

第五十七条第二項第二号中「及び氏名」を「氏名、生年月日及び職名」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 誓約書

七 役員の氏名、生年月日及び住所

第五十七条第三項第一号中「所在地」の下に「並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」を

加え、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 誓約書

七 役員の氏名、生年月日及び住所

第六十一条中「第五十七条第一項各号（第一号及び第五号）」を「第五十七条第一項各号（第一号、第五号及び第九号）」に、「同条第二項各号（第一号及び第五号）」を「同条第二項各号（第一号、第五号及び第六号）」に、「同条第三項各号（第一号及び第五号）」を「同条第三項各号（第一号、第五号及び第六号）」に改める。

第六十四条の五を削る。

第二章に次の一節を加える。

第五節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

（高額障害福祉サービス等給付費の支給申請）

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号

二 当該申請を行う支給決定障害者等に係る利用者負担世帯合算額（令第四十三条の五第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）

三 当該申請を行う支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る令第四十三条の五第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに当該購入又は修理をした補装具に係る同項第二号に掲げる額を合算した額

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。）
。）、通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。）
又は入所給付決定保護者（同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。）であつて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び受給者証番号、通所受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和二十

三年厚生省令第十一号)第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。)、入所受給者証番号(同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。)、又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。)

2 前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第六十五条の十中「、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(法第七十七条第一項第一号の二に規定する厚生労働省令で定める費用)

第六十五条の十の二 法第七十七条第一項第一号の二に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十

七条第一項、第八百七十六条の四第一項及び第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求に要する費用

二 前号の審判に基づく登記の嘱託及び申請についての手数料

三 民法第八百六十二条（同法第八百五十二条、第八百七十六条の三第二項、第八百七十六条の五第二項、第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報酬

四 前三号に掲げる費用のほか、成年後見制度の利用に関し必要となる費用であつて、市町村において支給することが適当であると認められたもの

第六十五条の十四の次に次の二条を加える。

（法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の十四の二 法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者とする。

（基幹相談支援センターの設置の届出）

第六十五条の十四の三 法第七十七条の二第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）の名称及び所在地

二 法第七十七条の二第三項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、

同条第四項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、

住所及び職名

三 基幹相談支援センターの設置の予定年月日

四 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

五 基幹相談支援センターの平面図

六 職員の職種及び員数

七 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 営業日及び営業時間

九 担当する区域

十 その他必要と認める事項

2 受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市町村長に提出しなければならない。

第六十八条の三中「第四十三条の四第一項」を「第四十三条の七第一項」に改める。

第六十九条第三項中「第四十八条第二項」の下に「及び第五十一条の三第五項」を加え、同条第五項中「別表第五号」を「別表第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第四号」を「別表第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第五十一条の二十七第三項及び第五十一条の三十二第五項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第四号のとおりとする。

第六十九条に次の一項を加える。

7 法第八十五条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第七号のとおりとする。

第七十条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条の表を次のように改める。

<p>第三十五条第一項及び第二項 第四十条 第四十五条第一項及び第二項 第四十七条第一項及び第二項 第四十八条第一項及び第三項 第四十九条 第五十条第一項 第六十五条第一項及び第二項</p>	<p>市町村等</p>
<p>第三十四条の七 第三十四条の八 第三十四条の九 第三十四条の十一 第三十四条の十二</p>	<p>指定都市</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長</p>

第三十四条の十三
第三十四条の十四
第三十四条の十五
第三十四条の十六
第三十四条の十七
第三十四条の十八
第三十四条の十九
第三十四条の二十の三第四項
第三十四条の二十二
第三十四条の二十三
第三十四条の二十四
第三十四条の二十五
第三十四条の二十六

<p>第三十四条の三十 第三十四条の五十七 第三十四条の五十八 第三十五条第四項 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十六条第二項</p>	<p>第三十四条の六十四</p>	<p>第六十五条の十五</p>
	<p>都道府県知事又は</p>	<p>主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、</p>
	<p>指定都市の市長又は</p>	<p>主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指</p>

	<p>発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なもの</p>
	<p>導及び発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業</p>

第六十八條の三

市町村

指定都市以外の市町村

第七十一條の表を次のように改める。

第三十五條第一項及び第二項	市町村等	中核市
第四十條		
第四十五條第一項及び第二項		
第四十七條第一項及び第二項		
第四十八條第一項及び第二項		
第四十九條		
第五十條第一項		
第六十五條第一項及び第二項		
第三十四條の七	都道府県知事	中核市の市長
第三十四條の八		
第三十四條の九		

第三十四条の十一
第三十四条の十二
第三十四条の十三
第三十四条の十四
第三十四条の十五
第三十四条の十六
第三十四条の十七
第三十四条の十八
第三十四条の十九
第三十四条の二十の三第四項
第三十四条の二十二
第三十四条の二十三
第三十四条の二十四

第六十五条の十五	第三十四条の六十四	<p>第三十四条の二十五</p> <p>第三十四条の二十六</p> <p>第三十四条の三十</p> <p>第三十四条の五十七</p> <p>第三十四条の五十八</p> <p>第五十七条</p> <p>第六十二条</p> <p>第六十三条</p> <p>第六十四条</p> <p>第六十五条第二項</p> <p>第六十六条第二項</p>
主として居宅において日常生活	都道府県知事又は	
主として居宅において日常生	中核市の市長又は	

を営む障害児に係る療育指導、
発達障害者支援センター（発達
障害者支援法（平成十六年法律
第六十七号）第十四条第一項
に規定する発達障害者支援セン
ターをいう。）の設置運営その
他特に専門性の高い相談支援事
業、都道府県の区域内における
相談支援の体制に関する協議を
行うための会議の設置その他障
害者等が自立した日常生活及び
社会生活を営むために必要な事
業であって広域的な対応が必要
な事業を営む障害児に係る療育指
導その他特に専門性の高い相
談支援事業

第六十八條の三	なもの	中核市以外の市町村
---------	-----	-----------

第七十一条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第七十二条 法第一百七十七条第一項の規定により、法第五十一条の三第一項及び第四項、第五十一条の四、第五十一条の三十二第一項及び第四項並びに第五十一条の三十三に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務

(国民健康保険団体連合会の議決権の特例)

第六十八条の四 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三条第二項に規定する国民健康保険組合を

代表する者を除くことができる。

2 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十九条第七項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十一の十四第七項及び法第五十一の十七第六項の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

附則第一条の二を次のように改める。

第一条の二 法附則第二十二条第一項に規定する特定旧法受給者に対する第一条の二の規定の適用については、当分の間、同条中「第六条の十第二号の就労継続支援B型」とあるのは、「就労継続支援」とする。

附則第五条を次のように改める。

(サービス等利用計画案の提出に関する経過措置)

第五条 平成二十七年三月三十一日までの間は、第十二条の二及び第三十四条の三十六の規定の適用については、これらの規定中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であつて市町村が必要と認めるとき」とする。

附則第六条を次のように改める。

(障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する経過措置)

第六条 平成二十四年九月三十日までの間は、第三十四条の二十八第一項及び第三十四条の六十二第一項の規定の適用については、これらの規定中「遅滞なく」とあるのは、「平成二十四年九月三十日までに」とする。

別表第三号を次のように改める。



（表面）

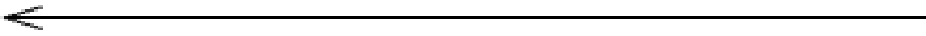
障害者自立支援検査証	
	第 号
写 真	官 職 又は職名
	氏 名
	生年月日
	障害者自立支援法第四十八条及び第五十一条の三に定める当該職員であることを証する。
	平成 年 月 日 交付
	厚生労働大臣
	都道府県知事
	市（区）町村長
	印

（裏面）

障害者自立支援法（抄）	
<p>（報告等） 第九条（略） 2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（報告等） 第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。 3 （略）</p> <p>（報告等） 第五十一条の三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者等若しくは当該指定事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2～4 （略） 5 第九条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。</p> <p>第百十一条 第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の三第一項、第五十一条の二十七第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の三第二項第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>注意 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。</p>	

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

別表第五号裏面中「~~益~~」を「~~一~~」に改め、同表を別表第六号とし、別表第四号を別表第五号とし、別表第三号の次に次の表を加える。



別表第四号（第六十九条第四項関係）

（表面）

障害者自立支援検査証	
第	号
写 真	官 職 又は職名
	氏 名
	生年月日
	障害者自立支援法第五十一条の二十七及び第五十一条の三十二に定める当該職員であることを証する。
	平成 年 月 日 交付
厚生労働大臣 都道府県知事 市（区）町村長	
	印

（裏面）

障害者自立支援法（抄）	
（報告等）	
第九條（略）	
2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
（報告等）	
第五十一条の二十七 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業員であった者（以下この項において「指定一般相談支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業員若しくは指定一般相談支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定一般相談支援事業者の当該指定に係る一般相談支援事業所、事務所その他当該指定地域相談支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	
2 市町村長は、必要があると認めるときは、指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業員であった者（以下この項において「指定特定相談支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業員若しくは指定特定相談支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定特定相談支援事業者の当該指定に係る特定相談支援事業所、事務所その他当該指定計画相談支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	
3 第九條第二項の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同條第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。	
（報告等）	
第五十一条の三十二 前條第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者（同條第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。）における同條第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業員に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定相談支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他の指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	
2～4 （略）	
5 第九條第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同條第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。	
第一百一條 第四十八條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の三第一項、第五十一条の二十七第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の三十二第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。	
注意	
1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。	

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

別表第六号の次に次の表を加える。



（表面）

障害者自立支援検査証	
写 真	官 職 又は職名
	第 号
	氏 名
	生年月日
	障害者自立支援法第八十五条に定める当該職員であることを証する。
	平成 年 月 日 交付
	都 道 府 県 知 事
	印

（裏面）

障害者自立支援法（抄）
（報告等）
第九條（略）
2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（報告の徴収等）
第八十五条 都道府県知事は、市町村が設置した障害者支援施設の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、当該施設の長に対して、必要と認める事項の報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 第九條第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同條第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
注意
1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横88ミリメートルとする。

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第二条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 事業、養育里親及び施設(第三十六条の三十一―第三十九条)を

「第三章 事業、養
第三章の二 国民

育里親及び施設(第三十六条の三十の二―第三十九条)

に改める。

健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務(第三十九条の二)「

第一条の二を第一条の二の七とする。

第一条中「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)
第六条の二第三項」を

「法第六条の三第三項」に改め、同条を第一条の二の六とし、同条の前に次の六条を加える。

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)
第六条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める施設は、法第四十三条に規定する児童発達支援センターその他の次条に定める
便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。

第一条の二 法第六条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動

作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練の実施とする。

第一条の二の二 法第六条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は、法第四十三条に規定する児童発達支援センターその他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。

第一条の二の三 法第六条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

第一条の二の四 法第六条の二第七項に規定する同項に規定する障害児支援利用計画案（以下「障害児支援利用計画案」という。）に係る厚生労働省令で定める事項は、法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児

通所支援の種類、内容、量及び日時並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

法第六条の二第七項に規定する障害児支援利用計画に係る厚生労働省令で定める事項は、障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

第一条の二の五 法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び量、障害児通所支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第三号に定める期間については、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限るものとする。

- 一 次号及び第三号に掲げる者以外のもの 六月間
- 二 次号に掲げる者以外のものであつて、次に掲げるもの 一月間

イ 障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

ロ 同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の

三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下同じ。）との連絡調整を行うことが困難である者

三 通所給付決定（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）又は通所給付決定の変更により障害児通所支援の種類、内容又は量に著しく変動があつた者 一月間

第一条の四中「第六条の二第三項」を「第六条の三第三項」に改める。

第一条の五中「第六条の二第四項」を「第六条の三第四項」に改める。

第一条の六中「第六条の二第五項」を「第六条の三第五項」に改める。

第一条の七中「第六条の二第六項」を「第六条の三第六項」に改める。

第一条の八中「第六条の二第七項」を「第六条の三第七項」に改める。

第一条の九中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

第一条の二十一中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第一条の三十一第一項中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に、「第三十四条の十九第一項各号」を「第三十四条の二十第一項各号」に改め、同条第二項中「第三十四条の十九第一項各号」を「第三十四条の二十第一項各号」に改める。

第一条の三十二中「第六条の二第九項」を「第六条の三第九項」に改める。

第一条の三十三第一項中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改め、同条第二項中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改め、同条第二号中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

第一条の三十四及び第一条の三十五中「第六条の三第二項」を「第六条の四第二項」に改める。

第六条の七第二項中「第三十四条の四第二項、第三十四条の十三第二項、第三十四条の十六第二項」を「第三十四条の五第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十七第二項」に改め、同条第三項中「第三十四条の四第二項」を「第三十四条の五第二項」に改める。

第十八条の二を第十八条の三十四とし、第十八条の次に次の三十二条を加える。

第十八条の二 法第二十一条の五の三第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる

障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 児童発達支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者（法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）に負担させることが適当と認められるもの

二 医療型児童発達支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

三 放課後等デイサービス 放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

第十八条の三 令第二十四条第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

第十八条の四 令第二十四条第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号及び第二号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を障害児通所支援負担上限月額（同条に規定する障害児通所支援負担上限月額をいう。以下同じ。）としたならば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、令第二十四条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の五 特例障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、法第二十一条の五の四第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければなら

ない。

- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び通所受給者証番号
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
- 三 支給を受けようとする特例障害児通所給付費の額

前項の申請書には、同項第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。

第十八条の六 法第二十一条の五の六第一項の規定に基づき通所給付決定の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- 五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の受給の状況

六 当該申請に係る障害児通所支援の具体的内容

七 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 障害児通所支援負担上限月額算定のために必要な事項に関する書類

二 肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）を含む医療型児童発達支援に係る申請を行う場合にあつては、肢体不自由児通所医療負担上限月額（令第二十五条の十二第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額をいう。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三 当該申請を行う障害児の保護者が現に通所給付決定を受けている場合には、当該通所給付決定に係

る通所受給者証（法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。以下同じ。）

市町村は、前二項に規定するもののほか、第十八条の十第一号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

通所給付決定保護者は、毎年、第二項第一号及び第二号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

前項の書類の提出を受けた市町村は、障害児通所支援負担上限月額等（障害児通所支援負担上限月額及び肢体不自由児通所医療負担上限月額をいう。以下同じ。）を変更する必要があると認めるときは、通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。

前項の規定により通所受給者証の提出を受けた市町村は、通所受給者証に必要な事項を記載し、これを当該通所給付決定保護者に返還するものとする。

市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失つた通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間（法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。以下同じ。）内において

、通所受給者証の再交付の申請があつたときは、通所受給者証を交付しなければならない。

前項の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
- 三 申請の理由

通所受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項の申請書にその通所受給者証を添えなければならない。

通所受給者証の再交付を受けた後、失つた通所受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

第十八条の七 法第二十一条の五の六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の介護を行う者の状況

二 当該障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前条第一項第三号から第五号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況

三 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容

第十八条の八 法第二十一条の五の六第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 障害者自立支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は同法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて同法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人

第十八条の九 法第二十一条の五の六第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

第十八条の十 法第二十一条の五の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況
 - 二 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況
 - 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
 - 四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
 - 五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況
 - 六 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前三号に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況
 - 七 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容
 - 八 当該申請に係る障害児の置かれている環境
 - 九 当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備の状況
- 第十八条の十一 市町村は、通所給付決定を行ったときは、障害児通所支援負担上限月額等を、通所給付

決定保護者に通知しなければならない。障害児通所支援負担上限月額等に変更があつたときも、同様とする。

第十八条の十二 法第二十一条の五の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害児の保護者が法第二十一条の五の六第一項の申請をした場合とする。

第十八条の十三 市町村は、法第二十一条の五の七第四項の規定に基づき障害児支援利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の保護者に対し通知するものとする。

一 法第二十一条の五の七第四項の規定に基づき、通所支給要否決定を行うに当たつて当該障害児支援利用計画案を提出する必要がある旨

二 当該障害児支援利用計画案の提出先及び提出期限

第十八条の十四 法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）がない場合又は法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の保護者が次条に

規定する障害児支援利用計画案の提出を希望する場合とする。

第十八条の十五 法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案は、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案とする。

第十八条の十六 法第二十一条の五の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。

第十八条の十七 法第二十一条の五の七第八項に規定する厚生労働省令で定める期間は、通所給付決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を合算して得た期間とする。

通所給付決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を通所給付決定の有効期間とする。

第十八条の十八 法第二十一条の五の七第九項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 通所給付決定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 当該通所給付決定に係る障害児の氏名及び生年月日

三 交付の年月日及び通所受給者証番号（第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。以下同じ。）

四 通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び支給量（法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。第十八条の二十において同じ。）

五 通所給付決定の有効期間

六 障害児通所支援負担上限月額等に関する事項

七 その他必要な事項

第十八条の十九 通所給付決定保護者は、法第二十一条の五の七第十項の規定に基づき障害児通所支援を受けるに当たっては、その都度、指定障害児通所支援事業者等に対して通所受給者証を提示しなければならない。

第十八条の二十 法第二十一条の五の八第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、支給量とする。

第十八条の二十一 法第二十一条の五の八第一項の規定に基づき通所給付決定の変更の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該通所給付決定に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
- 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- 五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況
- 六 当該申請に係る障害児通所支援の具体的内容
- 七 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由
- 八 その他必要な事項

第十八条の二十二 市町村は、法第二十一条の五の八第二項の規定に基づき通所給付決定の変更の決定を行つたときは、次の各号に掲げる事項を書面により通所給付決定保護者に通知し、通所受給者証の提出を求めらるものとする。

- 一 法第二十一条の五の八第二項の規定により通所給付決定の変更の決定を行つた旨
- 二 通所受給者証を提出する必要がある旨

三 通所受給者証の提出先及び提出期限

前項の通所給付決定保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第十八条の二十三 第十八条の七及び第十八条の八の規定は、法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の六第二項の調査について準用する。この場合において、第十八条の七第一号中「法第二十一条の五の六第一項」とあるのは、「法第二十一条の五の八第一項」と読み替えるものとする。

第十八条の九の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の六第三項の調査について、第十八条の十二及び第十八条の十三の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第四項の障害児支援利用計画案の提出について、第十八条の十四及び第十八条の十五の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第五項の障害児支援利用計画案の提出について、第十八条の十六の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第七項の支給量について、第十八条の十八（第四号に限る。）の規定は法第二

十一條の五の八第三項において準用する法第二十一條の五の七第九項の通所受給者証の交付について準用する。この場合において、第十八條の十二から第十八條の十四までの規定中「法第二十一條の五の六第一項」とあるのは、「法第二十一條の五の八第一項」と読み替えるものとする。

第十八條の二十四 市町村は、法第二十一條の五の九第一項の規定に基づき通所給付決定の取消しを行つたときは、次の各号に掲げる事項を書面により通所給付決定保護者に通知し、通所受給者証の返還を求めらるものとする。

- 一 法第二十一條の五の九第一項の規定に基づき通所給付決定の取消しを行つた旨
- 二 通所受給者証を返還する必要がある旨
- 三 通所受給者証の返還先及び返還期限

前項の通所給付決定保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第十八條の二十五 法第二十一條の五の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

- 一 通所給付決定保護者又はその属する世帯（通所給付決定保護者である特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。
- 二 通所給付決定保護者の属する世帯（通所給付決定保護者である特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。以下同じ。）の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 三 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 四 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

第十八条の二十六 高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び通所受給者証番号

二 当該申請を行う通所給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算額（令第二十五条の五第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。第二十五条の十七第一項第二号において同じ。）

三 当該申請を行う通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る令第二十五条の五第一項第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者自立支援法第五条第二十四項に規定する補装具をいう。以下同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る令第二十五条の五第一項第四号に掲げる額を合算した額

四 当該申請を行う通所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者（法第二十四条の二第一項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）、補装具費支給対象障害者等（障害者自立支援法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ。）又は支給決定障害者等（

障害者自立支援法第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ。）であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害福祉サービス（障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び通所受給者証番号、入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、受給者証番号（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。以下同じ。）

前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第十八条の二十七 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所事

業者（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき
は、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二

十三年厚生省令第六十三号)第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。
。)の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 運営規程

九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項

十三 法第二十一条の五の十五第二項各号に該当しないことを誓約する書面(以下この条から第十八条の三十まで(次条を除く。))において「誓約書」という。)

十四 役員の氏名、生年月日及び住所

十五 その他指定に関し必要と認める事項

法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる

事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の二十八 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき医療型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インタ

インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 医療法第七条の許可を受けた診療所であることを証する書類
- 六 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- 七 利用者の推定数
- 八 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 九 運営規程
- 十 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の請求に関する事項

十四 法第二十一条の五の十五第二項各号（同項第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（

以下この条において「誓約書」という。）

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 その他指定に関し必要と認める事項

法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき医療型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の二十九 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき
は、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

- 五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 運営規程
- 九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項
- 十三 誓約書
- 十四 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項

法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次

に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の三十 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネ

ットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき
は、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- 六 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項

十二 誓約書

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記

載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の三十一 法第二十一条の五の十五第二項第六号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第二十一条の五の二十六第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための指定障害児事業者等（法第二十一条の五の十七第一項に規定する指定障害児事業者等をいう。以下同じ。）による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児事業者等が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定障害児事業者等が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

前項の規定は、法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

第十八条の三十二 法第二十一条の五の十五第二項第七号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
- 二 申請者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
- 三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
- 二 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者

三 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
- 二 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
- 三 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。

二 法第二十一条の五の三第一項又は第二十四条の二十六第一項第一号の規定により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。

三 次のイ又はロに掲げる指定の申請者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるサービスを行つていた者であること。

イ 障害児通所支援に係る指定の申請者 指定通所支援

ロ 障害児相談支援に係る指定の申請者 指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）

第十八条の三十三 法第二十一条の五の十五第二項第十号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第二十一条の五の二十一第一項、第二十四条の十五第一項又は第二十四条の三十四第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第十八条の三十四の次に次の十四条を加える。

第十八条の三十五 指定障害児通所支援事業者は、次の各号に掲げる指定障害児通所支援事業者が行う指

定通所支援の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

ただし、第十八条の二十七第一項第四号、第十八条の二十八第一項第四号、第十八条の二十九第一項第四号及び第十八条の三十第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 児童発達支援 第十八条の二十七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十四号に掲げる事項

二 医療型児童発達支援 第十八条の二十八第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十三号及び第十五号に掲げる事項

三 放課後等デイサービス 第十八条の二十九第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十四号に掲げる事項

四 保育所等訪問支援 第十八条の三十第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関する

ものに限る。）、第五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

前項の届出であつて、同項第一号から第三号までに掲げる障害児通所支援の利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該障害児通所支援に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

指定障害児通所支援事業者は、休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に指定通所支援を受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間